

重 要

長期保管

令和6年度 福祉系高校 修学資金 返還充当資金貸付の手引



社会福祉法人栃木県社会福祉協議会

※各種手続き時に使いますので、借用書返却となるまで大切に保管してください。

目 次

●福祉系高校修学資金返還充当資金貸付制度について	1
●修学資金フロー図	2
●卒業後の進路と返還充当資金への移行について	3
●借受に伴う主な手続について	
1. 高校卒業時の提出書類	4
2. 充当資金返還免除対象業務に従事している場合の手続	4
3. 各種変更等の手続	5
●介護福祉士修学資金等貸付要領	6
●介護福祉士修学資金等貸付事業実施要領	15
●様式集 ※様式1～24号の内、福祉系高校修学資金返還充当資金に関する手続に必要な様式のみ抜粋	
様式第10号. 業務従事証明書	25
様式第14号. 死亡届	26
様式第15号. 返還計画書	27
様式第16号-②. 返還猶予申請書	28
様式第17号. 誓約書	29
様式第18号. 離職届	30
様式第19号-②. 返還免除申請書	31
様式第20号. 変更届	32
様式第22号. 保証人変更届	33
●参考資料 …「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」 別添1・別添2	
●栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センターのご案内	

福祉系高校修学資金返還充当資金貸付制度について

この制度は、福祉系高校修学資金の貸し付けを受けた者が、その後、別添1に定める職種もしくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務から、介護保険法で規定された事業所での介護職員等の業務を除いた範囲の業務に従事した場合、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 貸付要領第1条の2に掲げる福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業により、福祉系高校修学資金の返還に充てるための資金（以下、「返還充当資金」という。）を貸し付け返還に充てることにより、福祉系高校修学資金貸付事業から福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業へ支援を移行するものです。

従って、修学資金返還充当資金の借受者及び連帯保証人は、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 介護福祉士修学資金等貸付要領及び介護福祉士修学資金等貸付事業実施要領（以下「要領」という。）に定める事項を遵守しなければなりません。

なお、借受者及び保証人に必要な手続について、次ページから略記しましたので、御確認ください。

必要な手続を怠り、書類の提出期限が過ぎてしまった場合には、貸付金の返還を求めることがありますので、御注意ください。

この手引は長期間使用するものなので大切に保管してください。

貸付決定番号 —

貸与額及び 貸与期間	修学準備金	円	合計額	
	介護実習費	円		
	国試受験対策費	円		
	就職準備金	円		
	年 月 ～ 年 月	(年 カ月分)		
連帯保証人	氏 名	(続柄)	氏 名	(続柄)
	住 所		住 所	
	電 話		電 話	
返還猶予期間	期 間	年 月 ～ 年 月	理 由	
	期 間	年 月 ～ 年 月	理 由	
返還額・期間	理 由			
	返還額	円	返還方法	
返還額・期間	期 間	年 月 ～ 年 月		

※ 不明な点がございましたら、お問い合わせください。

●福祉系高校修学資金返還充当資金に関するお問い合わせは…

〒320-8508
栃木県宇都宮市若草1-10-6
社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター
TEL 028-643-3300

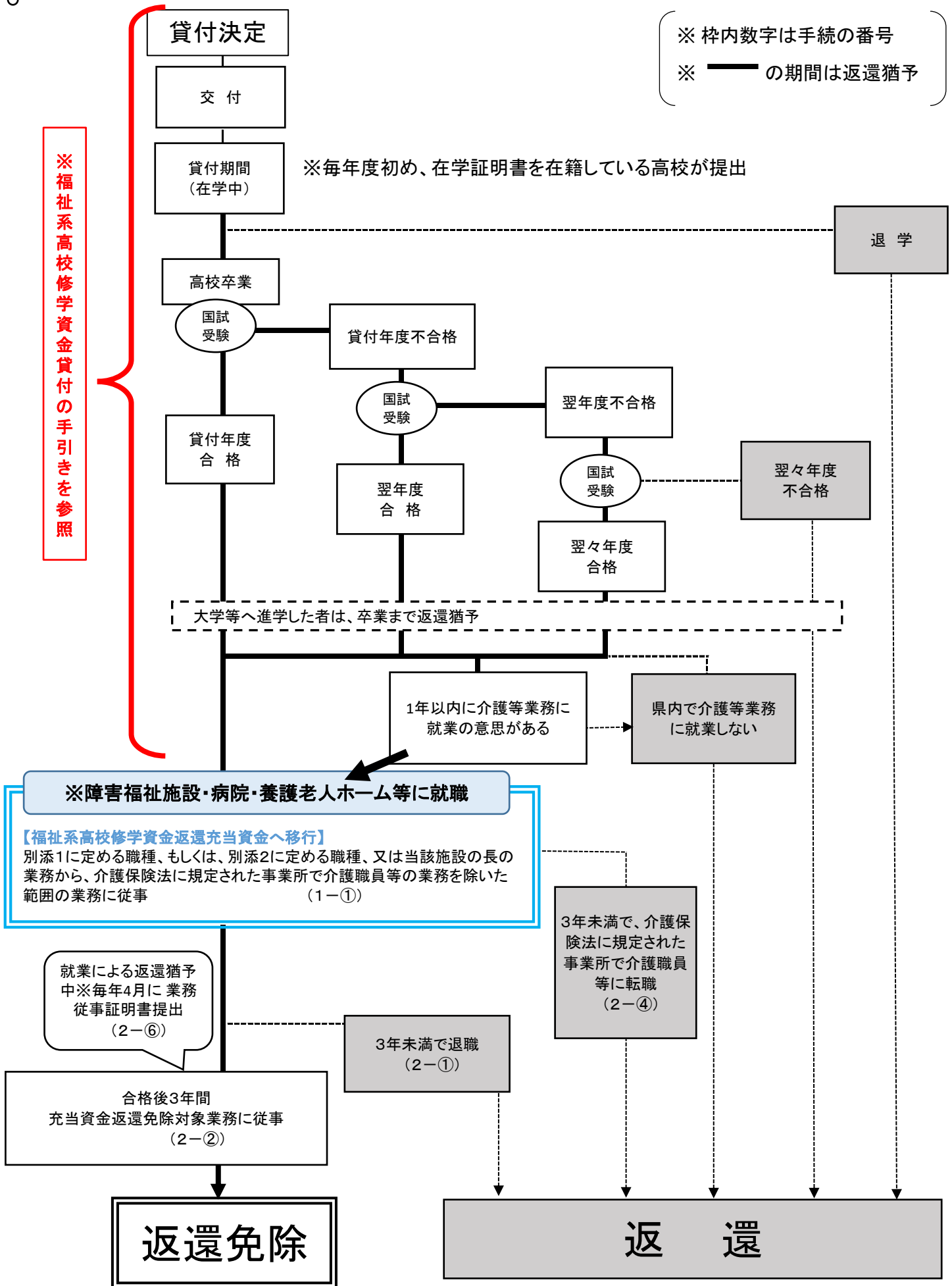
福祉系高校修学資金返還充当資金 フロー図

※ 枠内数字は手続の番号

※ **——** の期間は返還猶予

※福祉系高校修学資金貸付の手引きを参照

※毎年度初め、在学証明書を在籍している高校が提出



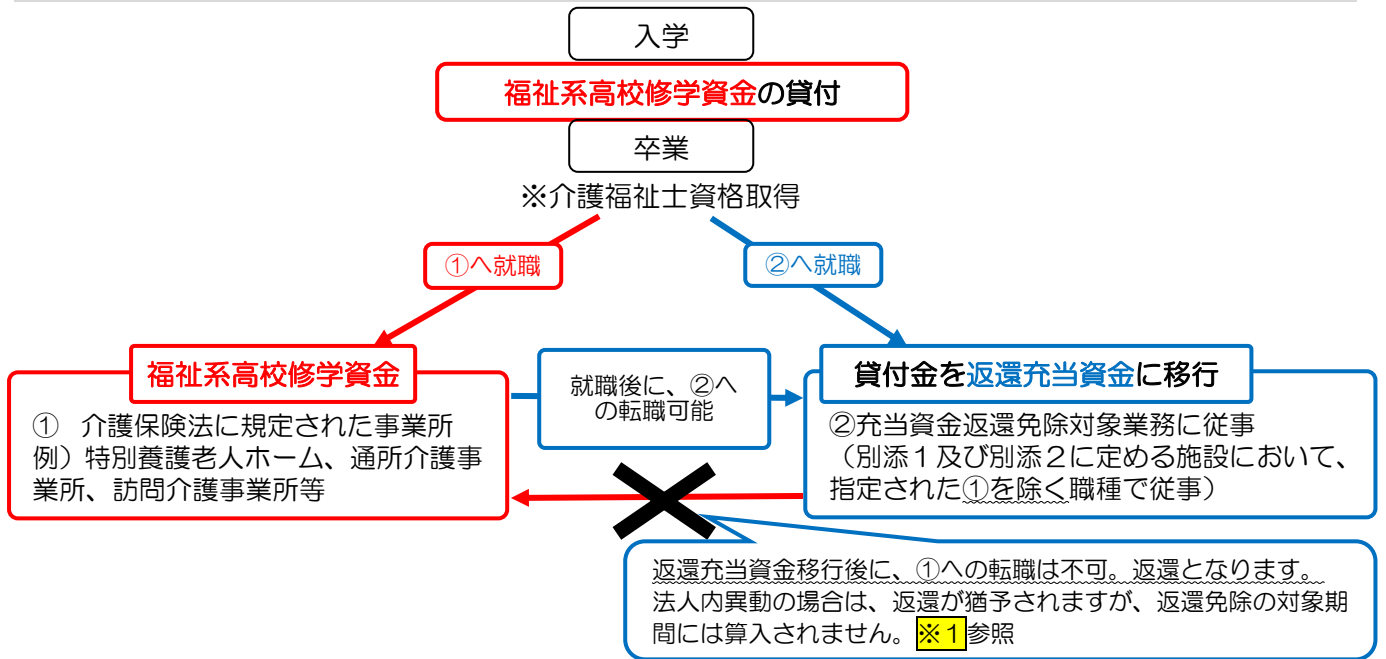
卒業後の進路と返還充当資金への移行について

(1) 卒業後、返還免除となる事業所等は次の2種類です。

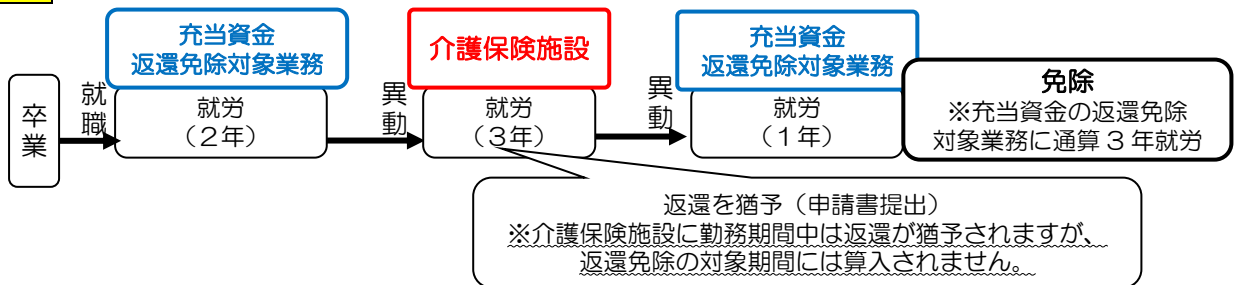
就職先の事業所によって、貸付金の種類が異なります。

貸付金の種類	就職先の事業所
①福祉系高校修学資金	介護保険法に規定された事業所で、介護職員等として従事 例) 特別養護老人ホーム、通所介護事業所、訪問介護事業所 等
②福祉系高校修学資金 返還充当資金 (※以下、返還充当資金という)	別添1及び別添2(31p～)に定める施設において指定された、①を除く職種で従事(※以下、充当資金返還免除対象業務という) 例) 障害福祉施設、病院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス等の施設での介護職・相談員等

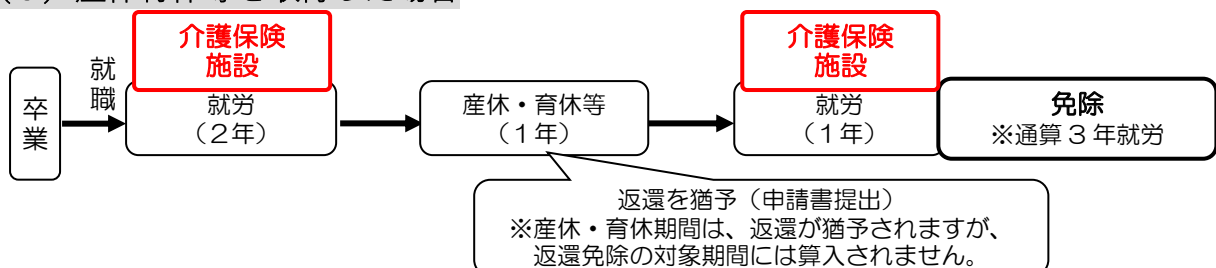
(2) 高校を卒業後、福祉系高校修学資金または返還充当資金の返還免除業務に従事した場合



※1. 返還充当資金へと資金が移動された後、法人内異動で介護保険施設に異動になった場合



(3) 産休育休等を取得した場合



福祉系高校修学資金返還充当資金 借受に伴う主な手続について

【1. 国家試験合格後に、充当資金返還免除対象業務に就業する時の提出書類】

ケース別 提出書類	様式 番号	説明・内容	実施要領 条項	提出期限	提出者
① 国家試験に合格後に充当資金返還免除対象業務に従事する場合					
返還猶予申請書	様式16	介護福祉士登録簿に資格登録した後又は登録申請後、充当資金返還免除対象業務に従事する場合に提出する。	20-1	資格登録申請後、2週間以内	借受者
業務従事証明書	様式10	従事先の代表者からの従事証明を提出する。	20-1-(2)	2週間以内	
登録証の写し		返還猶予申請書とともに提出する。(※登録申請中の場合は、登録申請書の写しを先に提出し、後日提出する。)		2週間以内又は適宜提出	

【2. 充当資金返還免除対象業務に従事している場合の手続】

ケース別 提出書類	様式 番号	説明・内容	実施要領 条項	提出期限	提出者
① 3年未満で充当資金返還免除対象業務を退職した場合					
離職届	様式18	充当資金返還免除対象業務に従事しなくなった時に提出する。	24-1-(4)	2週間以内	借受者
返還計画書	様式15	3年未満で退職したことにより、貸付目的が達成されなかったため貸付額を全額返還しなければならない。※	19-1		
業務従事証明書	様式10	退職日を証明する書類として提出する。			
※ 貸付けを受けた期間以上充当資金返還免除対象業務に従事し、退職した場合、返還の一部が免除される場合があります。ただし、「本人の責による事由により免職された者」「特別な事情がなく恣意的に退職した者」等は該当しません。(実施要領第23条第2項)					
② 3年間勤務した場合					
返還免除申請書	様式19	3年間の勤務が完了した時に、提出する。	21-1-(1)	適宜提出	借受者
業務従事証明書	様式10	返還免除申請書とともに提出する。			
③ 充当資金返還免除対象業務内【手引き3p-(1)-②】に規定されている就業先【で勤務先を変更する(した)場合 ※法人内異動の場合も含む】					
変更届	様式20	返還の猶予を受けている場合に、勤務先を変更した場合に提出する。	24-1-(3)	2週間以内	借受者
業務従事証明書	様式10	新従事先及び旧従事先の従事証明書を併せて提出する。	20-1-(2)		
(注) 勤務先を変更する場合、旧従事先と新従事先の間が1日でも空くと、連続して勤務していると認められません。(1日でも空く場合は必要書類が異なります。)返還義務が生じる場合もありますので、勤務先を変更する前に必ずお問い合わせください。					
④ 介護保険法適用の事業所【手引き3p-(1)-①】に介護職として転職する(した)場合 ※自己都合で転職した場合					
離職届	様式18	充当資金返還免除対象業務に従事しなくなった時に提出する。	24-1-(4)	2週間以内	借受者
返還計画書	様式15	3年未満で退職したことにより、貸付目的が達成されなかったため貸付額を全額返還しなければならない。※	19-1		
業務従事証明書	様式10	退職日を証明する書類として提出する。			
※ 貸付けを受けた期間以上充当資金返還免除対象業務に従事し、退職した場合、返還の一部が免除される場合があります。ただし、「本人の責による事由により免職された者」「特別な事情がなく恣意的に退職した者」等は該当しません。(実施要領第23条第2項)					
⑤ 介護保険法適用の事業所【手引き3p-(1)-①】に介護職として法人内異動した場合					
返還猶予申請書	様式16	法人内異動により充当資金返還免除対象業務に従事できない場合、返還の猶予を申請できる。また、充当資金返還免除対象業務へ復職した場合にも、就業による猶予として提出が必要。		2週間以内	借受者
変更届	様式20	返還の猶予を受けている場合に、勤務先を変更した場合に提出する。			
業務従事証明書	様式10	新従事先及び旧従事先の従事証明書を併せて提出する。			
※ 介護保険法適用の事業所【手引き3p-(1)-①】に介護職として勤務している期間、毎年4月に業務従事証明書を提出する必要があります。猶予は1年毎になります。					
⑥ 充当資金返還免除対象業務に従事期間中に、業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の疾病等で、充当資金返還免除対象業務の継続ができなくなった場合					
死亡届	様式14	借受期間中又は就業期間中に死亡した時、死亡の事実を証明する書類を添付し提出する。	24-2	適宜提出	連帯保証人等又は借受者
返還免除申請書	様式19	返還免除の規定が該当する。ただし、他の事由による場合は、これに該当しないので、他の手続を参照すること。	21-1-(2)		
上記事由を証明するもの	様式無	労災認定、もしくは業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の疾病等を証明するもの。			

⑦ 返還を猶予している場合					
業務従事証明書	様式10	毎年4月頃提出。	21-1-(2)	指定する日まで	借受者
⑧ やむを得ない事由により充当資金返還免除対象業務に従事できない場合(貸付要領第10条第2項第2号に基づく猶予申請)					
返還猶予申請書	様式16	災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により充当資金返還免除対象業務に従事できない場合、返還の猶予を申請でき、事由を証明する書類とともに提出する。また、復職時にも就業による猶予として提出が必要。	20-1-(4)	事由が生じたら2週間以内又は適宜提出	借受者
休業期間を証明するもの		休業期間を証明する従事先からの書類が必要。(書式がない場合は本会の「休業期間報告書」を送付することが可能)			
事由を証明するもの	様式無	①産休、育休の場合→母子手帳の出生届の写し ②災害の場合→罹災証明書または被災証明書	20-1-(4)		
※当該事由による猶予を申請し決定された場合、引き続き充当資金返還免除対象業務に従事しているとみなします(直ちに返還とはなりません)が当該猶予期間は充当資金返還免除対象業務従事期間に算入されません。					

【3. 各種変更等の手続】

ケース別 提出書類	様式 番号	説明・内容	実施要領 条項	提出期限	提出者
① 借受人又は保証人が住所又は氏名を変更した時					
変更届	様式20	住所又は氏名に変更があったとき提出する。	24-1-(3)	2週間以内	借受者又は連帯保証人等
② 保証人を変更する時					
保証人変更届	様式22	余白に収入印紙(200円)を貼付し、消印を行う。 また、新たに保証人になる者の印鑑証明書及び直近の所得を証明する書類(源泉徴収票の写し等)を添付する。 保証人が法人の場合の必要書類は、実施要領第15条参照	24-3	2週間以内	
③ 借受者が死亡した時					
死亡届	様式14	借受期間中又は就業期間中に死亡した時、死亡の事実を証明する書類を添付し提出する。	24-2	2週間以内	連帯保証人等
返還計画書	様式15	借受人が死亡すると貸付金の返還義務が生じる。 ただし、返還免除に該当する場合もあるので、「充当資金返還免除対象業務に従事期間中に、業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の疾病等で、充当資金返還免除対象業務の継続ができなくなった場合」を参照すること。	19-1		
返還猶予申請書	様式16	連帯保証人等が、貸付金を返還することが、災害、病気その他やむを得ない事由により、困難な場合提出する。	20-1		
修学資金を返還することが困難であることを証する書類	様式無し	返還猶予申請書とともに提出する。	20-1-(4)		

※1 実施要領条項は、介護福祉士修学資金等貸付事業実施要領の条文を示す。条一項一(号)を表す。

※2 提出期限は、該当事由が発生してからの期限を示す。

「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」から「福祉系高校修学資金貸付事業」への再移行について

障害福祉施設等へと就職したことで「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」へと支援の移行を受けた人が、再び「福祉系高校修学資金貸付事業」へと支援を移すことは出来ません。ただし、法人内異動により、充当資金返還免除対象業務ではなくなった場合においては、その期間を猶予できる場合もあります。そのような場合は、事前に栃木県社会福祉協議会 福祉人材研修センターまでお問い合わせください。

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 介護福祉士修学資金等貸付要領

(目的)

第1条 この要領は、次の1から6に定める事業（以下「本事業」という。）を実施し、栃木県内の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

1 介護福祉士修学資金貸付事業

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「介護福祉士修学資金」という。）を貸し付ける事業

2 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付実施要綱（以下「福祉系高校修学資金貸付実施要綱」という。）における、法第40条第2項第4号の規定に基づき法学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもの（以下「福祉系高校」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金（以下「福祉系高校修学資金」という。）を貸し付け、その後、福祉系高校修学資金貸付実施要綱の第8に掲げる事項に該当する者に対して、福祉系高校修学資金の返還に充てる資金（以下「返還充当資金」という。）を貸し付ける事業

3 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

法第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「実務者研修施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「介護福祉士実務者研修受講資金」という。）を貸し付ける事業

4 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

介護職としての一定の知識及び経験を有する者に対し、再就職準備金（以下単に「再就職準備金」という。）を貸し付ける事業

5 障害福祉分野就職支援金貸付事業

他業種等で働いていた者等であって、一定の研修等を修了し、障害福祉分野に就労しようとする者に対し、就職支援金（以下単に「就職支援金」という。）を貸し付ける事業

6 社会福祉士修学資金貸付事業

法第7条第2号又は第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士養成施設」という。）に在学し、社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「社会福祉士修学資金」という。）を貸し付ける事業

(介護福祉士修学資金貸付事業)

第2条 第1条1の「介護福祉士修学資金貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

1 貸付対象者は介護福祉士養成施設に在学する者とし、要件は別に定める。

ただし、3（3）の国家試験受験対策費用及び3（4）の生活費加算の貸付対象者は、それぞれ、次の（1）及び（2）に定める者に限る。

(1) 国家試験受験対策費用の貸付対象者

介護福祉士養成施設を卒業見込みの者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者

(2) 生活費加算の貸付対象者

貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると栃木県社会福祉協議会会長（以下、会長とする。）が認める世帯の世帯員である者

2 貸付期間は、介護福祉士養成施設に在学する期間とする。

3 貸付額は月額50,000円以内とする。ただし、次の（1）から（4）に定める額を、加算することができるものとする。

(1) 入学準備金 1年次の初回貸付け時に限り、200,000円以内

(2) 就職準備金 最終回の貸付け時に限り、200,000円以内

- (3) 国家試験受験対策費用 最終回の貸付時に限り 40,000円以内
- (4) 生活費加算 一月当たり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別表に定める額（年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする。）

（福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業）

第3条 第1条の2の「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」の貸付対象者、貸付額、貸付回数及び貸付方法は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は福祉系高校修学資金貸付実施要綱の第8に掲げる事項に該当する者（福祉系高校修学資金貸付実施要綱の第9により読み替えの適用となる者を含む。）とする。
- 2 貸付額は、福祉系高校修学資金貸付実施要綱の第2の3により貸し付けた福祉系高校修学資金と同額とする。
- 3 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。
- 4 貸付方法は、貸付対象者に実際に貸し付けるのではなく、契約変更等を行い、第16条で規定する会計処理により、返還充当資金の金額を福祉系高校修学資金のサービス区分の勘定科目へ付け替えを行い、栃木県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）内の会計処理で完結することとする。

（介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業）

第4条 第1条3の「介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は実務者研修施設に在学する者とする。
- 2 貸付期間は、実務者研修施設に在学する期間とする。
- 3 貸付額は200,000円以内とする。

（離職した介護人材の再就職準備金貸付事業）

第5条 第1条4の「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」の貸付対象者、貸付額及び貸付回数は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は、栃木県内に住民登録している者又は栃木県内の事業所又は施設に介護職員等として就労した者で次の（1）から（4）までの基準を全て満たす者とする。
 - （1）即戦力として期待される介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者
 - ①介護福祉士
 - ②実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者
 - ③介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修を修了した者（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）附則第2条の規程に基づき、介護職員初任者研修を修了した者とみなされるもの（改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修、1級課程、2級課程を修了した者をいう。）を含む。）
 - （2）（1）に掲げるものとして、居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者（以下「介護職員等」という。）としての実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する者
 - （3）居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所に、介護職員等として就労した者若しくは就労を予定している者
 - （4）直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までの間に、予め、栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行い、かつ、別紙様式の再就職準備金利用計画書を提出した者

- 2 貸付額は、400,000円と貸付対象者が会長に提出した再就職準備金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とする。
- 3 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

（障害福祉分野就職支援金貸付事業）

第6条 第1の5の「障害福祉分野就職支援金貸付事業」の貸付対象者、貸付額及び貸付回数は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は、栃木県内に住民登録している者又は栃木県内の事業所又は施設に就労した者で次の（1）から（3）までの基準を全て満たす者とする。

（1）介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修以上の研修を修了した者、または、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年厚生労働省告示538号）第1条第3項に規定する居宅介護職員初任者研修、同条第4項に規定する障害者居宅介護従事者基礎研修、同条第5項に規定する重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程、または統合課程、もしくは行動障害支援課程のいずれかを受講すること。）、同条第6項に規定する同行援護従業者養成研修（一般課程、または応用課程のいずれかを受講すること。）、同条第7項に規定する行動援護従業者養成研修、「地域生活支援事業等の実施について（平成28年8月3日障初第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」別記2-10「強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修、実践研修）」に基づく強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）のいずれかを修了した者。

なお、第5条に掲げる「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」又は社会福祉法人栃木県社会福祉協議会介護分野就職支援金貸付事業実施要綱における「介護分野就職支援金貸付事業」の貸し付けを受けたことがある者を除く。

（2）障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律123号）（以下、「障害者総合支援法」という。）第5条第1項、第18項、第77条及び第78条、児童福祉法（昭和22年法律164号）第6条2の2第1項、第7項及び第7条第2項、身体障害者福祉法（昭和24年法律283号）（以下、「身体障害者福祉法」という。）第4条の2に規定するサービスをいう）を提供する事業所若しくは施設、障害者総合支援法第5条第27項、第28条及び第77条の2及び身体障害者福祉法第5条に規定する施設若しくは事業所において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者（以下、「障害福祉職員」という。）として就労した者若しくは就労を予定している者。

（3）別紙様式の障害福祉分野就職支援金利用計画書（以下単に「就職支援金利用計画書」という。）を提出した者。

- 2 貸付額は、200,000円と貸付対象者が会長に提出した就職支援金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とする。
- 3 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

（社会福祉士修学資金貸付事業）

第7条 第1条6の「社会福祉士修学資金貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は社会福祉士養成施設に在学する者とする。

ただし、本条3（3）の生活費加算の貸付対象者は、貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると会長が認める世帯の世帯員である者に限る。

- 2 貸付期間は、社会福祉士養成施設に在学する期間とする。
- 3 貸付額は月額50,000円以内とする。ただし、次の（1）から（3）に定める額を、加算することができるものとする。

（1）入学準備金 初回の貸付け時に限り、200,000円以内

（2）就職準備金 最終回（社会福祉士短期養成施設等に在学する者である場合にあつては、初回又は最終回）の貸付け時に限り、200,000円以内

（3）生活費加算 一月当たり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別表に定める額（年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする。）

(貸付方法及び利子)

第8条 本要領が定める貸付けは、会長と貸付対象者との契約により行うものとする。

なお、第1条2項の事業の貸付方法は、第3条の規定によるものとする。

2 利子は、無利子とする。

(連帯保証人)

第9条 本要領が定める貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。なお、貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には、連帯保証人を2人とし、2人のうち1人は法定代理人でなければならない。

2 連帯保証人は、独立の生計を営む成年の者とする。

3 前項にかかわらず、別に定める要件を満たす法人を連帯保証人とすることができる。

4 連帯保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

5 貸付けを受けた者は、連帯保証人を変更しようとするときには、会長に承認を受けなければならない。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第10条 会長は、貸付契約の相手方が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

2 会長は、貸付契約の相手方が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

3 会長は、貸付契約の相手方が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸し付けされた修学資金があるときは、その修学資金は、当該借受者が復学した日の属する月の翌月以降の分として貸し付けされたものとみなす。(第1条1項又は6項の事業に限る。)

4 会長は、本条1及び2の規定により貸付契約を解除したとき又は本条3の規定により修学資金の貸付けを休止したときは、その旨を借受者に対して通知するものとする。また、本条3の規定により修学資金の貸付けの休止を受けた者が、復学したため、貸付けを再開するときも、同様とする。

(返還の債務の当然免除)

第11条 会長は、貸付契約の相手方が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

なお、適切な返還債務の免除を行うため、貸し付けを受けた者に対して、毎年4月に業務従事証明書の提出を求め、貸し付けを受けた者の就業状況等について定期的に把握するものとする。

1 介護福祉士修学資金貸付事業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するに至ったとき。

(1) 介護福祉士養成施設を卒業した日若しくは卒業年度の国家試験に合格した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、栃木県内(国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。以下同じ。)において、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務(以下「返還免除対象業務」という。)に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5年(過疎地域、離島及び中山間地域等(返還免除対象業務に従事する時点の厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)第2号に規定する区域をいう。)において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者(入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。)が返還免除対象業務に従事した場合は、3年)(以下「返還免除対象期間」という。)の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、栃木県

外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入できる。

また、返還免除対象業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱う。

(2) 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

2 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業

(1) 栃木県内において、返還免除対象業務から福祉系高校修学資金の返済免除対象業務の範囲（福祉系高校修学資金貸付実施要綱の第6に掲げる範囲）を除いた業務（以下「充当資金返還免除対象業務」という。）に従事し、3年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により充当資金返還免除対象業務に従事できなかった場合の取扱は本条1と同様とする。

(2) 充当資金返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため充当資金返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

3 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するに至ったとき。

(1) 実務者研修施設を卒業した日若しくは卒業年度の国家試験に合格した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、栃木県内において、返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できなかった場合の取扱は本条1と同様とする。

(2) 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

4 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するに至ったとき。

(1) 第5条の1の(3)の介護職員等として就労した日から、栃木県内において、2年の間、引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護職員等の業務に従事できなかった場合の取扱は本条1と同様とする。

(2) 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

5 障害福祉分野就職支援金貸付事業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するに至ったとき。

(1) 第6条1の(2)の障害福祉職員として就労した日から、栃木県内において、2年の間、引き続き、障害福祉職員の業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により障害福祉職員の業務に従事できなかった場合の取扱は本条1と同様とする。

(2) 障害福祉職員として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため障害福祉職員として継続して従事することができなくなったとき。

6 社会福祉士修学資金貸付事業

本条1を準用する。

(返還)

第12条 本事業による貸付けを受けた者が、次の各号の1に該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から別に定める返還期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

- 1 貸付契約が解除されたとき。
- 2 介護福祉士養成施設若しくは社会福祉士養成施設又は実務者研修施設を卒業した日又は卒業年度の国家試験に合格した日から1年以内に介護福祉士若しくは社会福祉士として登録せず、又は栃木県内において第11条の返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- 3 栃木県内において第11条の返還免除対象業務、充当資金返還免除対象業務、介護職員等の業務又は障害福祉職員の業務に従事する意思がなくなったとき。
- 4 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

(返還の債務の履行猶予)

第13条 会長は、本事業による貸付けを受けた者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予する。

- (1) 貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設、実務者研修施設又は社会福祉士養成施設に在学しているとき。
- (2) 貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設、実務者研修施設又は社会福祉士養成施設を卒業後、引き続き、他種の養成施設等において修学しているとき。
- 2 会長は、本事業による貸付けを受けた者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額にかかる返還の債務の履行を猶予できる。
 - (1) 栃木県内において第11条の返還免除対象業務、充当資金返還免除対象業務、介護職員等の業務又は障害福祉職員の業務に従事しているとき。
 - (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の債務の裁量免除)

第14条 会長は、本事業による貸付けを受けた者が、次の各号の1に該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- 1 死亡し、又は障害により貸付けを受けた貸付額を返還することができなくなったとき返還の債務の額（既に返還した金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
- 2 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき返還の債務の額の全部又は一部
- 3 栃木県内において本事業による貸付けを受けた期間（返還充当資金については、福祉系高校修学資金の貸付けを受けた期間と同じとし、介護福祉士実務者研修受講資金、再就職準備金及び障害福祉分野就職支援金については180日）以上、第11条の返還免除対象業務、充当資金返還免除対象業務、介護職員等の業務又は障害福祉職員の業務に従事したとき返還の債務の額の全部又は一部

(延滞利子)

第15条 会長は、本事業による貸付けを受けた者が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、延滞利子の確定金額が1,000円未満であるときは、これを請求しないものとする。

(会計)

- 第16条 本事業に関する会計にあたっては、独立した区分を設け、経理するものとし、貸付金の運用によって生じた運用益及び返還金を当該区分に繰り入れるものとする。
- 2 本事業の実施にあたり、平成30年2月1日厚生労働省発社援0201第2号厚生労働事務次官通知により、平成5年5月31日厚生省社援発164号厚生事務次官通知により補助された国庫補助金を使用することができるものとする。
- 3 福祉系高校修学資金貸付実施要綱に基づく福祉系高校修学資金と本要領に基づく返還充当資金については、一体的に実施するものであるがサービス区分は同一にせず、サービス区分を分け、適切に管理するものとする。
- また、返還充当資金の会計処理については、第3条の4に規定するとおり、福祉系高校修学資金として貸し付けた金額と同額を返還充当資金のサービス区分から、福祉系高校修学資金のサービス区分の勘定科目へ付け替えによる処理を行うものとする。

(貸付の申込、契約)

- 第17条 会長は、貸付の申請があった場合は、その内容を審査し、貸付けの可否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。(第1条2項の事業を除く)
- 2 本条第1項による貸付決定通知書の交付を受けた者は、連帯保証人と連署した借用書を会長に提出するものとする。

(貸付金の交付)

- 第18条 第1条1の介護福祉士修学資金及び第1条6の社会福祉士修学資金の貸付金の交付は、原則6か月分を一括して口座振替の方法により交付する。
- 2 第1条2項の返還充当資金は、第3条4項により、付け替えを行うものとする。
- 3 第1条3項介護福祉士実務者研修受講資金、第1条4項再就職準備金及び第1条5項就職支援金は、一括して口座振替により交付する。

(一時償還及び貸付けの停止及び解約)

- 第19条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、いつでも貸付金の全部又は一部につき一時償還を請求し、又は貸付けを停止し若しくは貸付契約を解約することができる。
- (1) 借受者が貸付金の使途をみだりに変更し、又は他に流用したとき。
- (2) 借受者が虚偽の申込み、その他不正な手段により貸付けを受けたとき。
- (3) 借受者が変更届等を行わなかったとき。
- (4) 借受者が貸付金の償還を怠ったとき。
- (5) 借受者が仮差押若しくは仮処分又は強制執行若しくは競売の申立てを受けたとき。
- (6) 借受者が破産又は民事再生手続開始の申立てをし、又は申立てを受けたとき。

(届出義務)

- 第20条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときには、別に定めるところにより、速やかに会長に届け出なければならない。
- (1) 借受者又は保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に変更があった場合
- (2) 退学した場合
- (3) 留年、休学、復学、転学、コース変更した場合及び停学の処分を受けた場合
- (4) 返還免除対象業務に従事した場合又は退職した場合
- 2 保証人は、借受者が死亡したときは、その親族又は連帯保証人はその事実を証する書類を添えて会長に届出しなければならない。

(管轄裁判所の合意)

- 第21条 社会福祉法人栃木県社会福祉協議会と借受者又は保証人との間で調停又は訴訟の必要が生じた場合には、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(財政措置)

第22条 本要領に基づく事業の実施に必要な費用は、栃木県が全額補助する。

(栃木県への報告)

第23条 会長は、会計年度当初に、貸付計画人数、貸付計画額、返還見込額等を記載した貸付事業計画書並びに貸付資金及び貸付事務に要する収支予算書を作成し、知事に提出するものとする。

2 会長は、毎年度、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額等の貸付事業決算書を会計年度終了後2か月以内に知事に報告するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず必要に応じて知事にその進捗を報告する。

(その他)

第24条 この要領に定めるもののほか、この事業の取扱いに関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の事業から適用する。

2 この要領の施行日前に実施している事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和5年10月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

2 改正後の規定は、この規程の適用の日以後に新たに締結する契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

(別表)

(単位：円)

年齢	級地区分					
	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
19歳以下	43,910	41,940	39,960	37,990	36,010	34,030
20～40	42,020	40,140	38,240	36,350	34,460	32,570
41～59	39,840	38,050	36,250	34,470	32,680	30,880
60～69	37,670	35,980	34,280	32,590	30,890	29,200
70歳以上	33,750	32,470	30,710	29,530	27,680	26,620

※級地区分の適用地域については、「生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第百五十八号）」に準ずる。

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 介護福祉士修学資金等貸付事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付要領に定める事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 貸付要領 「社会福祉法人栃木県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付要領」をいう。
- 2 貸付事業 貸付要領第1条1から6までに掲げる事業をいう。
- 3 介護福祉士修学資金貸付事業 貸付要領第1条1の事業をいう。
- 4 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業 貸付要領第1条2の事業をいう。
- 5 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業 貸付要領第1条3の事業をいう。
- 6 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業 貸付要領第1条4の事業をいう。
- 7 障害福祉分野就職支援金貸付事業 貸付要領第1条5の事業をいう。
- 8 社会福祉士修学資金貸付事業 貸付要領第1条6の事業をいう。

(介護福祉士修学資金貸付事業について)

第3条 介護福祉士修学資金貸付事業の貸付対象者、貸付期間及び貸付額については次のとおりとする。

1 貸付対象者の要件について

貸付対象者は次の(1)及び(2)の要件を満たす者とする。なお、他の都道府県で介護福祉士修学資金を借受けしている場合、栃木県社会福祉協議会(以下「本会」という。)から貸付けを受けることはできない

(1) 次のアからウまでのいずれかに該当する者

ア 栃木県内に住民登録をしている者であって、卒業後に栃木県内(国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。)において貸付要領第11条1(1)に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

イ 栃木県内の介護福祉士養成施設(貸付要領第1条1に規定する介護福祉士養成施設をいう。)の学生であって、卒業後に栃木県内において貸付要領第11条1(1)に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

ウ 介護福祉士養成施設の学生となった年度の前年度に栃木県内に住民登録をしていた者であり、かつ、介護福祉士養成施設での修学のため転居をしたものであって、卒業後に栃木県内において貸付要領第11条1(1)に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

(2) 次のア又はイのいずれかに該当する者であって、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められるもの

ア 学業成績等が優秀と認められる者

イ 卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者

2 貸付期間について

貸付要領第2条2の「介護福祉士養成施設に在学する期間」は、原則として、正規の

修学期間とする。ただし、病気等の真にやむを得ないと栃木県社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）が認めるときは、この限りではない。

3 貸付額について

介護福祉士修学資金貸付事業の貸付額については、貸付要領第2条3に定める額の範囲内であれば介護福祉士養成施設に支払うべき納付金の額に拘わらず、貸付対象者の希望する額を貸し付けるものとする。

（介護福祉士修学資金貸付の申請）

第4条 介護福祉士修学資金の貸付けを申請する者は、次の書類を在学する養成施設の長に提出するものとし、養成施設の長は別に定める期日までに、推薦書（別記様式第2号）を添えて、会長に提出するものとする。

- (1) 修学資金貸付申請書（別記様式第1号）
- (2) 申請者の住民票（本要領第3条1（1）ア及びウに該当する者に限る）
- (3) 申請者と生計を一にする家族の所得額を証明するもの
- (4) 連帯保証人の所得額を証明するもの
- (5) 離職したことを証する書類（養成施設の入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の者（以下「中高年離職者」という。）が申請する場合に限る。）

（介護福祉士修学資金貸付事業における生活費加算について）

第5条 介護福祉士修学資金貸付事業における生活費加算については次のとおりとする。

1 生活費加算の貸付対象者の要件

生活費加算の貸付対象者貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にある者とし、「これに準ずる経済状況」については、貸付申請日の属する年度又は前年度において、次のいずれかの措置を受けていること。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
- (2) 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
- (3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免
- (4) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

2 生活費加算の申請に当たっては、次のとおりとする。

- (1) 介護福祉士養成施設への入学前に貸付けを申請する場合、貸付申請は当該貸付対象者が本会に直接行うこと
- (2) 第4条に規定する書類に加え、次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - ア 福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書及び福祉事務所長の意見書
 - イ 高校等の調査書若しくは内申書（介護福祉士養成施設への入学前に貸付けを申請する場合）
 - ウ その他生活費加算の可否を審査するにあたり会長が必要と認める書類

3 生活費加算の額について

生活費加算の額については、貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を支給する。貸付け後の加齢や転居等により貸付要領別表1に定める区分が異なることとなった場合や生活扶助基準の見直しがあった場合も、貸付期間中の加算額の見直しはしない。

（福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業について）

第6条 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業の貸付対象者、貸付期間及び貸付額については次のとおりとする。

1 貸付対象者の要件について

貸付対象者は社会福祉法人栃木県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付実施要綱（以下、「福祉系修学資金貸付実施要綱という。」）の第8に該当し、栃木県内において、貸付要領第11条の2の（1）に規定する充当資金返還免除対象業務に従事しようとする者であること。

2 貸付額について

福祉系修学資金貸付実施要綱の第2の3により福祉系高校修学資金として貸し付けた額と同額とする。

3 貸付方法について

貸付方法については、実際に返還充当資金を貸し付けて、貸付対象者が返還に充てるのではなく、貸付契約の変更手続き等を行い、貸付要領第16条に掲げる会計処理により、返還充当資金の金額を福祉系高校修学資金のサービス区分の勘定科目へ付け替えを行い、栃木県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）内の会計処理で完結することとする。

なお、福祉系高校修学資金の貸付契約において、福祉系修学資金貸付実施要綱の第8に該当する場合は事業が移行する旨を契約内容に盛り込み、契約の際、貸し付け対象者に説明、承認を得ることにより、貸付契約の変更手続きを省略することとする。

（福祉系高校修学資金返還充当資金貸付の申請）

第7条 福祉系高校修学資金返還充当資金の貸付けを申請する者は、次の書類を会長に提出するものとする。

（1）業務従事証明書（別記様式第10号）

（介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業について）

第8条 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の貸付対象者、貸付額及び他の制度との併用等については次のとおりとする。

1 貸付対象者の要件について

貸付対象者は次の（1）及び（2）の要件を満たす者とする。なお、他の都道府県で介護福祉士修学資金等を借受けしている場合、本会から貸付けを受けることはできない。

（1）次のア、イのいずれかに該当する者

ア 栃木県内に住民登録をしている者であって、卒業後に栃木県内(国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。)において貸付要領第11条3（1）に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

イ 栃木県内の実務者研修施設（貸付要領第1条3に規定する実務者研修施設をいう。）の受講生であって、卒業後に栃木県内において貸付要領第11条3（1）に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

（2）次の要件を満たす者

実務者研修施設を卒業する年度の末までに介護等業務に従事する期間が3年に達している者若しくは達する見込みの者

2 貸付額について

介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の貸付額については、貸付要領第4条3に

定める額の範囲内であれば実務者研修施設に支払うべき納付金の額に拘わらず、貸付対象者の希望する額を貸し付けるものとする。

(介護福祉士実務者研修受講資金貸付の申請)

第9条 介護福祉士実務者研修受講資金の貸付けを申請する者は、次の書類を会長に提出するものとする。

- (1) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請書(別記様式第3号)
- (2) 介護施設・事業所の長が発行した推薦書(別記様式第4号)
- (3) 介護施設・事業所の長が発行した実務経験(見込)証明書(別記様式5号)
- (4) 実務者研修の受講を証明するもの
- (5) 申請者と生計を一にする家族の所得額を証明するもの
- (6) 連帯保証人の所得額を証明するもの
- (7) 申請者の住民票(本要領第8条1(1)アに該当する者に限る)

(離職した介護人材の再就職準備金貸付事業について)

第10条 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業の貸付対象者、貸付額については次のとおりとする。

1 貸付対象者について

貸付対象者は、栃木県に住民登録をしている者又は栃木県に所在する事業所又は施設に介護職員等として就労した者であって、貸付要領第5条1に定める基準を満たす者とする。

また、本事業は介護事業所間の転職支援に係るものではない為、離職日から再就職日までの期間を3か月以上とする。

2 貸付額について

離職した介護人材の再就職準備金貸付事業の貸付額については、貸付要領第5条1(1)に規定する介護職員等として、再就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当する。

- (1) 子どもの預け先を探す際の活動費
- (2) 介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費
- (3) 介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- (4) 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- (5) 通勤用の自転車又はバイクの購入費
- (6) その他、会長が再就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

(離職した介護人材の再就職準備金貸付事業の申請)

第11条 離職した介護人材の再就職準備金の貸付けを申請する者は、次の書類を会長に提出するものとする。

- (1) 離職した介護人材の再就職準備金貸付申請書(別記様式第6号)
- (2) 再就職準備金利用計画書(別記様式第7号)
- (3) 業務従事期間証明書(別記様式第8号)
- (4) 内定(決定)証明書(別記様式第9号)
- (5) 業務従事証明書(別記様式第10号)
- (6) 介護福祉士登録証の写し又は介護福祉士実務書研修修了証の写し若しくは介護職員

初任者研修修了証（介護職員基礎研修、1級課程、2級課程を修了証）の写し

- (7) 申請者と生計を一にする家族の所得額を証明するもの
- (8) 連帯保証人の所得額を証明するもの
- (9) 申請者の住民票（世帯全員の記載のあるもの）

（障害福祉分野就職支援金貸付事業について）

第12条 障害福祉分野就職支援金貸付事業の貸付対象者、貸付額については次のとおりとする。

1 貸付対象者について

貸付対象者は、栃木県に住民登録をしている者又は栃木県に所在する事業所又は施設に障害福祉職員として就労した者であって、貸付要領第6条1に定める基準を満たす者とする。

なお、貸付要件である研修は、公的職業訓練機関が行っているものに限らず、地方公共団体、民間企業等が行っているものも含まれる。

また、貸付要領第5条の再就職準備金又は社会福祉法人栃木県社会福祉協議会介護分野就職支援金貸付事業実施要綱の介護分野就職支援金の貸し付けを受けた者は対象とならない。

2 貸付額について

障害福祉分野就職支援金貸付事業の貸付額については、貸付要領第6条1（2）に規定する障害福祉職員として、就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するものであり、貸付要領第6条1（3）の就職支援金利用計画書により用途を確認した上で支給する。

また、本事業は、第6条1（1）に掲げる研修を修了した後、第6条1（2）に掲げる事業所に就職する際に必要となる経費に充当するために貸し付けることを念頭に置いているが、就職と同時に研修を受講する場合、研修修了後に研修修了証を提出することを要件に、研修修了前に就職支援金を貸し付けることができる。なお、この場合、貸付要領第11条5（1）の「障害福祉職員として就労した日」を、「研修を修了した日」に読み替えることとする。

- ① 子どもの預け先を探す際の活動費
- ② 介護に係る軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費
- ③ 障害福祉職員として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- ④ 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- ⑤ 通勤用の自転車又はバイクの購入費
- ⑥ その他、会長が就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

（障害福祉分野就職支援金貸付事業の申請）

第13条 障害福祉分野就職支援金の貸し付けを申請する者は、次の書類を会長に提出するものとする。

- (1) 就職支援金貸付申請書（別記様式第23号）
- (2) 就職支援金利用計画書（別記様式第24号）
- (3) 業務従事証明書（別記様式第10号）
- (4) 介護職員初任者研修以上の修了証の写し
- (5) 申請者と生計を一にする家族の所得額を証明するもの
- (6) 連帯保証人の所得額を証明するもの
- (7) 申請者の住民票（世帯全員の記載のあるもの）

(社会福祉士修学資金貸付について)

第14条 社会福祉士修学資金の貸付けについては本要領第3条、第4条及び第5条を準用する。

(法人の連帯保証について)

第15条 貸付要領第9条3の法人は、次の(1)のいずれかの法人とし、(2)の書類を提出しなければならない。

(1) 対象とする法人

- ア 貸付けを申請する者が在学する養成施設等を運営する法人
- イ 返還免除対象業務を実施する法人
- ウ その他、会長が適当と認める法人

(2) 提出する書類

- ア 定款
- イ 履歴事項全部証明書
- ウ 財務諸表(貸借対照表・収支計算書・事業活動計算書)
- エ 連帯保証を同意する議事録の写

(貸付の決定・契約)

第16条 会長は、貸付事業の申請があった場合、貸し付けることが適当であると認めるときは、貸付契約を締結するものとし、貸付契約の締結は、貸付額、貸付期間、返還期限、返還方法その他必要な事項を記載した貸付決定通知書を当該貸付申請者に交付することにより行うものとする。

2 貸し付けることが適当でないとき、その旨を当該貸付申請者に通知するものとする。

3 申請者が本条1による貸付決定通知書の交付を受けたときは、連帯保証人と連署の上、遅滞なく借用証書(別記様式第11号)、振込口座(登録・変更)届出書(別記様式第12号)及び申請者(未成年を除く)並びに連帯保証人の印鑑証明書を添えて会長に提出するものとする。

(貸付契約の解除)

第17条 貸付要領第10条1の「資金貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるに至つたとき」は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(返還)

第18条 貸付要領第12条に定める返還期間とは以下のとおりとする。

1 介護福祉士修学資金貸付事業及び社会福祉士修学資金貸付事業

(1) 貸付要領第14条3の規定により返還債務の一部を免除された者のうちの貸付けを受けた期間が2年以下の者 60か月から返還免除対象業務に従事した期間を控除した期間

(2) (1)以外の者 60か月

- 2 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業
 - (1) 貸付要領第14条3の規定により返還債務の一部を免除された者のうちの貸付けを受けた期間が3年以下の者 36か月から返還免除対象業務に従事した期間を控除した期間
 - (2) (1)以外の者 36か月
- 3 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業
 - (1) 貸付要領第14条3の規定により返還債務の一部を免除された者 24か月から業務に従事した期間を控除した期間
 - (2) (1)以外の者 12か月
- 4 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業
 - (1) 貸付要領第14条3の規定により返還債務の一部を免除された者 24か月から業務に従事した期間を控除した期間
 - (2) (1)以外の者 24か月
- 5 障害福祉分野就職支援金貸付事業
 - (1) 貸付要領第14条3の規定により返還債務の一部を免除された者 24か月から業務に従事した期間を控除した期間
 - (2) (1)以外の者 12か月

(返還計画書等)

- 第19条 借受者は、貸付要領第12条の規定により貸付金の返還をするときは、返還計画書(別記様式第15号)を直ちに会長に提出しなければならない。
- 2 会長は、本条1の返還計画書を審査の上、借受者に修学資金の返還方法及び返還額を通知するものとする。
 - 3 会長は、本条1の返還計画書が提出されないときは、第16条3の規定により提出のあった借用証書に記載された方法により修学資金を返還させるものとし、借受者に返還方法及び返還額を通知するものとする。

(返還猶予の申請)

- 第20条 借受者が、貸付要領第13条各号の規定により貸付金の返還債務の履行の猶予を受けようとする場合は、返還猶予申請書(別記様式第16号)に次の各号に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。
- (1) 借受者が養成施設に在学している場合 在学証明
 - (2) 借受者が貸付要領第11条1(1)に規定する返還免除対象業務又は介護職員等の業務に就業した場合又は継続して従事している場合 業務従事証明書(別記様式第10号)
 - (3) 卒業年次又は卒業年次の翌年の国家試験に合格できなかった場合において、借受者が翌年の国家試験を受験する意思を有する場合(介護福祉士実務者研修受講資金又は社会福祉士修学資金の貸し付けを受けた場合に限る)誓約書(別記様式第17号)
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、他種の養成施設等における修学、災害、病気その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難と認められる場合 返還することが困難であることを証する書類
- 2 会長は、本条1の規定による申請があったときは、審査の上返還債務の履行の猶予の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

(返還の債務の免除の申請)

第21条 借受者は、貸付要領第11条及び第14条の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとするときは、返還免除申請書（別記様式第19号）に、次の各号に掲げる免除の場合の区分に応じ当該各号に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 貸付要領第11条1(1)、2(1)、3(1)、及び第14条3に該当する者 業務従事証明書（別記様式第21号）
- (2) 貸付要領第11条1(2)、2(2)、3(2)及び第14条1に該当する者 当該事由を証する書類

2 会長は、本条第1項の規定による申請があったときは、審査の上修学資金の返還の債務の免除の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

（返還の債務の当然免除）

第22条 貸付要領第11条の適用に当たっては、貸し付けを受けた者の就労状況を定期的に把握した上で適切に行う。

- 2 貸付要領第11条1(1)の「国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等」には、国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設、医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含むものとする。
- 3 社会福祉士又は介護福祉士資格取得者が貸付要領第11条1の「別添1の職種若しくは別添2の職種又は当該施設の長」（以下「別添1の職種等」という。）として従事することができなかった場合であって、養成施設卒業後若しくは卒業年度の国家試験合格後1年以内に別添1の職種等以外の職種に採用された者については、会長が本人の申請に基づき別添1の職種等に従事する意思があると認めた場合、貸付要領第11条1（貸付要領第11条6において準用する場合を含む。以下、4において同じ。）、第11条3及び第12条2の「卒業した日若しくは卒業年度の国家試験に合格した日から1年以内」を、「卒業した日若しくは卒業年度の国家試験に合格した日から2年以内」と読み替える。
- 4 貸付要領第11条1、第12条及び第13条1(2)の「他種の養成施設等」は、介護福祉士養成施設卒業者の場合は社会福祉士養成施設、社会福祉士養成施設卒業者の場合は介護福祉士養成施設に限る。
- 5 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合（介護福祉士実務者研修受講資金又は社会福祉士修学資金の貸付を受けた場合に限る。）であって、会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、貸付要領第11条2、第11条4において準用する第11条1及び第12条2に規定する「卒業した日」を、「卒業年度の翌々年度の国家試験に合格した日」と読み替える。
- 6 貸付要領第11条1に規定する返還免除対象期間、貸付要領第11条2の「3年」、第11条3、4及び5の「2年」の計算については、次のとおりとする。
 - (1) 5年 在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上
 - (2) 3年 在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上
 - (3) 2年 在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上

なお、ホームヘルパー等業務に従事した者に係る返還免除対象業務従事期間について

ては、市町及び有料職業紹介所の登録期間を含めて差し支えないものとし、同時に2以上の市町等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

（返還の債務の裁量免除）

第23条 貸付要領第14条1及び2の返還の債務の免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

2 貸付要領14条3の返還の債務の免除は、本事業が貸付要領第11条に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握の上、個別に適用する。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しない。

3 貸付要領第14条3の返還の責務の免除の額は、栃木県内において、貸付要領第11条に規定する返還免除対象業務に従事した期間（本要領22条6と同様）を、本事業による貸付けを受けた期間（1年を180日として換算する。なお、この期間が2年に満たないときは360日とする。）の2分の5（中高年離職者等については2分の3）に相当する期間（実務者研修受講資金貸付事業、再就職準備金貸付事業及び障害福祉分野就職支援金貸付事業の貸付額については360日）で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

（変更届等）

第24条 借受者若しくは貸付要領第13条の規定により返還の債務の履行の猶予を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときには、当該事由が発生してから2週間以内に当該各号に掲げる届出書により会長に届け出なければならない。

- （1） 休学、停学の処分、留年、復学、転学、コース変更、退学した場合 休学・復学・退学等届（別記様式21号）
- （2） 借受者は、修学資金の貸付けを辞退しようとする場合 辞退届（別記様式第13号）
- （3） 借受者又は保証人の住所又は氏名及び返還免除対象業務、又は介護職員等の業務の従事先に変更があった場合 変更届（別記様式第20号）
- （4） 返還免除対象業務又は介護職員等の業務に従事しなくなった場合 離職届（別記様式第18号）

2 連帯保証人は、借受者が死亡したときは、速やかに死亡届（別記様式第14号）にその事実を証する書類を添えて会長に提出しなければならない。

3 申請者又は借受者が連帯保証人を変更しようとするときは、保証人変更届（別記様式第22号）を提出し、会長の承認を受けなければならない。

（関係機関の連携・協力）

第25条 会長、介護福祉士等養成施設の長及び介護施設・事業所等関係機関の長は、連携を密にし、本事業による貸付を受けた者が、地域の福祉・介護人材として定着できるよう努めるものとする。

2 会長は、関係機関と連携し、次に掲げる取組の実施について継続的な支援に努めるものとする。

- （1） 介護福祉士等養成施設に在学中の出席状況や学業成績等に関する定期的な確認

- (2) 介護福祉士等養成施設卒業後の福祉・介護関係等の求人情報の紹介や就職の斡旋
 - (3) 福祉・介護関係の職場に就労後の就労継続にあたっての相談支援や定着支援
- 3 会長は、養成施設の長に対し、次に掲げる事項について協力を依頼する。
- (1) 申請者の推薦書の発行（貸付要領第1条1又は6の事業に限る。以下(2)において同じ）
 - (2) 申請者から修学資金貸付申請書受取・提出
 - (3) 借受者の在学、退学、留年（休学・停学）、復学の証明書の発行
 - (4) 借受者の在学中の修学状況に関する報告
 - (5) 借受者に対する福祉・介護関係等の就職支援
- 4 会長は、介護施設・事業所の長に対し、次に掲げる事項について協力を依頼する。
- (1) 申請者の推薦書の発行（貸付要領第1条3の事業に限る。）
 - (2) 借受者の猶予期間における業務従事証明書の発行及び就業状況の報告
- 5 会長は、福祉事務所長に対し、第5条に規定する生活費加算に関して、次に掲げる事項について協力を依頼する。
- (1) 会長のからの依頼に対し、会長に対して申請者の自立支援の効果に関する福祉事務所長の意見書の交付すること
 - (2) 会長は福祉事務所長に対し貸付の可否を報告し、貸付開始及び世帯分離の時期について協議すること
 - (3) 世帯分離を行った場合、福祉事務所長は、保護変更決定通知書等を速やかに会長に提出するよう指導すること

（その他）

第26条 この要領に定めるもののほか、この事業の取り扱いに関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の事業から適用する。
- 2 この要領の施行日前に実施している事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

業 務 従 事 証 明 書

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会長様

借 受 者 記 入 欄	ふりがな				
	氏名 (自署)	(旧姓) 借受時から改姓している場合は旧姓を記入			
	住所	〒			
	電話番号	自宅		携帯	
施 設 ・ 事 業 所 記 入 欄	下記のとおりに 従事していた (異動・退職した場合はこちら) 従事している (現在在職している場合はこちら)	<input type="checkbox"/> 従事していた <input type="checkbox"/> 従事している ことを報告します。 ※どちらかに☑を入れてください。			
	法人名				
	施設・事業所名				
	施設・事業所住所	〒		TEL ()	
	施設・事業種別		雇用形態	常勤・非常勤・パート・派遣	
	業務内容		職 種		
	在 職 期 間	年 月 日※ ～ 年 月 日 ※介護(社会)福祉士に登録した月の1日または就職した日のいずれか遅い日			
	上記期間中の 在 職 日 数	日	上記期間中の 従事日数	日	
	休業期間の有無	無 ・ 有 (有の場合、休業の理由及び休業期間を記入)			
	休業の内容	※在職期間中に休業期間のある方は、その全てを次に記入し、証明書を添付してください。(すでに証明書を提出済の場合は期間のみ記入してください。)			
	<input type="checkbox"/> 産前産後休暇 <input type="checkbox"/> 育児休暇 <input type="checkbox"/> 傷病休暇 <input type="checkbox"/> その他(休業事由) ()	年 月 日～ 年 月 日			
	<input type="checkbox"/> 産前産後休暇 <input type="checkbox"/> 育児休暇 <input type="checkbox"/> 傷病休暇 <input type="checkbox"/> その他(休業事由) ()	年 月 日～ 年 月 日			
	<input type="checkbox"/> 産前産後休暇 <input type="checkbox"/> 育児休暇 <input type="checkbox"/> 傷病休暇 <input type="checkbox"/> その他(休業事由) ()	年 月 日～ 年 月 日			
	<input type="checkbox"/> 産前産後休暇 <input type="checkbox"/> 育児休暇 <input type="checkbox"/> 傷病休暇 <input type="checkbox"/> その他(休業事由) ()	年 月 日～ 年 月 日			
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 法人名/施設・事業所名 代表者/管理者役職・氏名 担当者役職・氏名 電話番号					

社
判

死 亡 届

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長 様

届出人住所〒

届出人氏名 (自署)

電 話 番 号

携 帯 電 話

借受者との関係

次のとおり借受者が死亡したので、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 借受者氏名
- 2 死亡年月日 年 月 日
- 3 死亡事由 業務上の理由 ・ 業務外の事由
- 4 死亡状況 (業務上の理由の場合)

返 還 計 画 書

年 月 日

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会長様

次のとおり介護福祉士修学資金等貸付金を返還します。

借 受 者	氏 名 (自 署)	(旧姓) 借受時から改姓している場合は旧姓を記入		
	住 所	〒		
	電話番号		携帯電話	
連 帯 保 証 人	氏 名 (自 署)	※法人の場合は記名押印		
	住 所	〒		
	電話番号		携帯電話	
連 帯 保 証 人	氏 名 (自 署)	※法人の場合は記名押印		
	住 所	〒		
	電話番号		携帯電話	
借受期間		年 月 から 年 月 まで (修学資金及び実務者研修借受者のみ記入)		
借用金額①		円		
既返還免除済額②		円		
既返還済額③		円		
返還金額①-②-③		円		
返還方法及び 期間・回数 ※月賦・半年賦・ 一括のいずれかに ○を付けること。	月 賦	毎月 (円) ただし初回のみ (円) 年 月 から 年 月 まで () 回払い		
	半年賦	毎回 (円) ただし初回のみ (円) 年 月 から 年 月 まで () 回払い		
	一 括	円		
返還理由 該当する項目に (○)を付けること。 ※(オ)の場合は 理由を記載するこ と。	<input type="checkbox"/> (ア) 貸付契約の解除 (貸付要領第 12 条 1)			
	<input type="checkbox"/> (イ) 養成施設等を卒業した日から 1 年以内に登録をせず、又は 返還免除対象業務等に従事しない (貸付要領第 12 条 2)			
	<input type="checkbox"/> (ウ) 返還免除対象業務に従事する意思がなくなった (貸付要 領第 12 条 3)			
	<input type="checkbox"/> (エ) 業務外事由による心身の故障等により介護等業務に従事 できない (貸付要領第 12 条 4)			
		<input type="checkbox"/> (オ) その他の事由 ()		
返還事由の発生日		年 月 日		

別記様式第 16 号-②

返 還 猶 予 申 請 書

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長様

住 所

氏 名 (自署)

電 話 番 号

携 帯 電 話

次のとおり介護福祉士修学資金等貸付金の返還猶予を受けたいので申請します。

借受時の学校名	学校名 学科名
借受期間	年 月から 年 月まで (月)
借用金額①	円
借用金額の内訳	・修学準備金 円・介護実習費 円 ・国家試験受験対策費 円・就職準備金 円
返還済額②	円
返還免除決定額③	円
返還猶予の内容	申請額 ①-②-③
	期 間
	申請理由

別記様式17号

誓約書

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長 様

住 所 〒

氏 名 (自署)

電 話 番 号

携 帯 電 話

私は、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付要領及び
栃木県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付事業実施要領の規定に従い、
令和 年度介護福祉士・社会福祉士国家試験合格に向けて勉学に励むことを誓約
します。

別記様式第 18 号

離 職 届

年 月 日

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会長様

借受け時の

養成施設名

氏名（自署）

（旧姓）

借受時から改姓している場合は旧姓を記入

住 所

〒

電 話 番 号

携 帯 番 号

次のとおり離職したので届け出ます。

1 離職年月日 年 月 日

2 理 由

別記様式第 19-②号

返還免除申請書

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長様

住 所 〒

氏 名 (自署)

電 話 番 号

携 帯 電 話

次のとおり福祉系高校修学資金の返還免除を受けたいので申請します。

借受時の学校	学校名	
	学科・コース名	
借受期間	年 月 から 年 月 まで (年 か月)	
借用金額	円	
借用金額の内訳	・修学準備金	円・介護実習費 円
	・国家試験受験対策費	円・就職準備金 円
返還免除の内容	申請額	円
	申請理由	(ア) 返還免除対象業務等に所定の年数(3年)従事した 【貸付要領第11条1(1)、2(1)、3(1)、4(1)、5(1)、6】 (イ) 業務上の事由により死亡又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等の業務に継続して従事することが出来なくなった 【貸付要領第11条1(2)、2(2)、3(2)、4(2)、5(2)】 (ウ) 貸付を受けた期間以上、介護職員等の業務に従事した 【貸付要領第14条3】 (エ) 借受者の死亡、障害 【貸付要領第14条1】
養成施設卒業後の状況	従事期間	従事先名称
	年 月 日 ~ 年 月 日	
	年 月 日 ~ 年 月 日	
	年 月 日 ~ 年 月 日	

別記様式第 20 号

変 更 届

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長 様

住 所 〒

氏 名 (自署)

電 話 番 号

携 帯 電 話

次のとおり変更したので届け出ます。

【借 受 者】

届出事項	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 住所・電話番号(携帯電話)	<input type="checkbox"/> 従事先
変更理由		変更日	年 月 日
フリガナ			
氏 名	(新)	(旧)	
住 所	(新) 〒	(旧) 〒	
電話番号 (携帯電話)	()	()	
従事先名	(新)	(旧)	
施設・事業種別			
従事先住所			
従事先電話番号			
転職・異動日	年 月 日	離職日	年 月 日

【保 証 人】(氏名)

届出事項	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 住所・電話番号(携帯電話)
変更理由		変更日 年 月 日
フリガナ		
氏 名	(新)	(旧)
住 所	(新) 〒	(旧) 〒
電話番号 (携帯電話)	()	()

保 証 人 変 更 届

年 月 日

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会長 様

借受け時の養成施設名			
氏名（自署）	（旧姓） 借受時から改姓している場合は旧姓を記入		
住 所	〒		
電 話 番 号		携 帯 番 号	

次のとおり保証人を変更するので届け出ます。

新保証人	住 所	〒		
	氏 名 （自署）			
	職 業			
	生年月日	年 月 日生（ 歳）		
	本人との関係			
	電話番号		携帯番号	

※ 新保証人の印鑑証明及び直近の所得金額を証する書類（確定申告書（控）の写し、源泉徴収票の写し、課税証明）を添付すること。法人保証については実施要領第15条(2)を参照のこと。

旧保証人	住 所	〒		
	氏 名			

変更の理由

.....

.....

連 帯 保 証 書

年 月 日

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会長 様

新保証人住所

新保証人氏名（自署）

実印

介護福祉士修学資金等貸付金（借受金額 _____ 円）について、

借受者 _____ と連帯してその債務を負担します。

【参考資料】

「指定施設における業務の範囲及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」別添1
(貸付要領第11条1項1号)

指定施設における業務の範囲等

1 福祉に関する相談援助業務の範囲

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第2条第1号から第13号までに定める施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。

(1) 施行規則第2条第1号に規定する保健所にあつては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー及び心理判定員

(2) 施行規則第2条第2号に規定する児童相談所にあつては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第1項に規定する児童福祉司、「児童相談所運営指針について」（平成2年3月5日付け児発第133号）第2章第4節に規定する受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、児童指導員及び保育士

(3) 施行規則第2条第2号に規定する母子生活支援施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第27条第1項に規定する母子支援員（児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第71号）による改正前の児童福祉施設最低基準第27条に規定する母子指導員を含む。）及び少年を指導する職員並びに「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（平成24年4月5日付け雇児発0405第11号）に規定する個別対応職員

(4) 施行規則第2条第2号に規定する児童養護施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第42条第1項及び第5項に規定する児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員及び職業指導員並びに「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」に規定する里親支援専門相談員

(5) 施行規則第2条第2号に規定する障害児入所施設及び障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターに限る。）にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項（同条第9項において準用される場合を含む。）、第4項、第12項及び第14項、第58条第1項、第3項及び第6項、第63条第1項、第4項及び第7項並びに第69条に規定する児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者及び心理指導担当職員

(6) 施行規則第2条第2号に規定する児童心理治療施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第73条第1項に規定する児童指導員、保育士、個別対応職員及び家庭支援専門相談員

(7) 施行規則第2条第2号に規定する児童自立支援施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第80条第1項及び第5項に規定する児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、家庭支援専門相談員及び職業指導員

(8) 施行規則第2条第2号に規定する児童家庭支援センターにあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の3第1項に規定する職員

(9) 施行規則第2条第2号に規定する障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センタ

一を除く。) については、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。）第5条第1項第1号及び第2号、第2項並びに第3項第3号、第4号及び第5号、第54条の6第1項第1号及び第2号、第56条第1項第2号、第3号及び第6号並びに第2項、第66条第1項第1号及び第2号、第2項並びに第3項第3号、第4号及び第5号、第71条の3第1項第1号及び第2号、第71条の8第1項第1号及び第2号並びに第73条第1項第1号及び第2号に規定する児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る。）及び訪問支援員（保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る。）並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第6号）による改正前の指定通所基準第66条第1項第1号、第71条の2第1項第1号並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第3号）による改正前の指定通所基準第5条第1項第1号及び第54条の2第1項第1号に規定する指導員

(10) 施行規則第2条第2号に規定する障害児相談支援事業を行う施設にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条第1項に規定する相談支援専門員

(11) 施行規則第2条第3号に規定する病院及び診療所にあつては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4に規定する退院後生活環境相談員又は次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員

ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助

イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助

ウ 患者の社会復帰に係る相談援助

エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動

(12) 施行規則第2条第4号に規定する身体障害者更生相談所にあつては、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」（平成15年3月25日付け障発第0325001号）第1に規定する身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員及びケース・ワーカー

(13) 施行規則第2条第4号に規定する身体障害者福祉センターにあつては、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第19条に規定する身体障害者に関する相談に応ずる職員

(14) 施行規則第2条第5号に規定する精神保健福祉センターにあつては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー及び心理判定士

(15) 施行規則第2条第6号に規定する救護施設及び更生施設にあつては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）第11条第1項第3号及び第19条第1項第3号に規定する生活指導員

(16) 施行規則第2条第7号に規定する福祉に関する事務所にあつては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項第1号に規定する指導監督を行う所員（査察指導員）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条の2第1項及び第2項に規

定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第13条第1項及び第2項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条及び第7条に規定する社会福祉主事（老人福祉指導主事）、社会福祉法第15条第1項第2号に規定する現業を行う所員（現業員）、「家庭児童相談室の設置運営について」（昭和39年4月22日付け厚生省発児第92号）別紙（家庭児童相談室設置運営要綱）第5に規定する家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事（家庭児童福祉主事）及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（家庭相談員）、「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」（昭和45年4月9日付け社庶第74号）に規定する面接相談員、売春防止法（昭和31年法律第118号）第35条第1項及び第2項に規定する婦人相談員並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第8条第1項に規定する母子・父子自立支援員、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添1（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領）3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員

（17）施行規則第2条第8号に規定する婦人相談所にあつては、「婦人相談所設置要綱について」（昭和38年3月19日付け厚生省発社第35号）別紙（婦人相談所設置要綱）第2に規定する相談指導員又は判定員並びに売春防止法第35条第1項及び第2項に規定する婦人相談員

（18）施行規則第2条第8号に規定する婦人保護施設にあつては、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）第8条第1項に規定する入所者を指導する職員

（19）施行規則第2条第9号に規定する知的障害者更生相談所にあつては、知的障害者福祉法第13条第1項に規定する知的障害者福祉司、「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」（平成15年3月25日付け障発第0325002号）第1に規定する心理判定員、職能判定員及びケース・ワーカー

（20）施行規則第2条第10号に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター及び老人介護支援センターにあつては、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第12条第1項第3号及び同条第2項第1号に規定する生活相談員、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第12条第1項第3号及び第56条第1項第3号に規定する生活相談員、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）第11条第1項第2号及び第37条第1項第2号に規定する生活相談員、同令附則第6条第1項第2号に規定する主任生活相談員及び生活相談員、同令附則第14条第1項第3号に規定する入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話をを行う職員、「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」（昭和52年8月1日付け社老第48号）別紙1（老人福祉センター設置運営要綱）第2条第3項及び第3条第3項における相談・指導を行う職員、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第93条第1項第1号及び第121条第1項第2号並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び

運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第20条第1項第1号及び第42条第1項第1号に規定する生活相談員、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第129条第1項第2号、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（平成18年厚生労働省令第36号）第5条第1項第1号及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第97条第1項第1号（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。）に規定する生活相談員、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6第1号イの規定により例によるものとされた介護保険法施行規則等の一部を改正する省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第97条第1項第1号に規定する生活相談員並びに老人介護支援センターにおいて相談援助業務を行っている職員

（21）施行規則第2条第11号に規定する母子・父子福祉センターにあつては、「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」（平成26年9月30日付け厚生労働省発雇児0930第4号）母子・父子福祉施設設置要綱第1に規定する母子及び父子の相談を行う職員

（22）施行規則第2条第12号に規定する介護保険施設にあつては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第1項第2号に規定する生活相談員及び同項第6号に規定する介護支援専門員、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第4号に規定する支援相談員及び同項第7号に規定する介護支援専門員、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第4条第1項第7号及び同条第7項第3号に規定する介護支援専門員並びに健康保険法等の一部を改正する法律

（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設にあつては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第2条第1項第6号、第2項第4号及び第3項第7号に規定する介護支援専門員

（23）施行規則第2条第12号に規定する地域包括支援センターにあつては、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する包括的支援事業（同法第115条の45第2項第4号から第6号までに掲げる事業（認知症初期集中支援推進事業を除く。）を除く。）に係る業務を行う職員

（24）施行規則第2条第13号に規定する障害者支援施設にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第11条第1項第2号イ(2)、第3号イ(1)及びロ、第4号イ(1)（同号ロにおいて読み替えられる場合を含む。）及びハ、第5号イ(1)及びロ(1)、第6号イ(1)並びに第7号イ(2)に規定する生活支援員、同項第5号イ(2)に規定する就労支援員及び同項第2号イ(3)、第3号イ(2)、第4号イ(2)、第5号イ(3)及びロ(2)、第6号イ(2)、並びに第7号イ(1)に規定するサービス管理責任者

（25）施行規則第2条第13号に規定する地域活動支援センターにあつては、障害者の日常

生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）第9条第1項第2号に規定する指導員

（26）施行規則第2条第13号に規定する福祉ホームにあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）第10条第1項に規定する管理人

（27）施行規則第2条第13号に規定する障害福祉サービス事業にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第39条第1項第3号、第52条第1項第2号及び第2項、第59条第1項第2号（第2項において読み替えられる場合を含む。）及び第3項、第64条第1項第2号、第65条第1項第2号並びに第75条第1項第2号（第88条において準用する場合を含む。）に規定する生活支援員、同令第64条第1項第3号に規定する就労支援員、同令第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第64条第1項第4号、第65条第1項第3号及び第75条第1項第3号（第88条において準用する場合を含む。）に規定するサービス管理責任者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第206条の3第1項に規定する就労定着支援員、同令第206条の3第2項及び第206条の14第1項第2号に規定するサービス管理責任者及び同令第206条の14第1項第1号に規定する地域生活支援員

（28）施行規則第2条第13号に規定する一般相談支援事業を行う施設にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）第3条第2項に規定する相談支援専門員

（29）施行規則第2条第13号に規定する特定相談支援事業を行う施設にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項に規定する相談支援専門員

2 施行規則第2条第14号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲

施行規則第2条第1号から第13号までに掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。

（1）生活保護法第38条第1項第4号及び第5号に規定する授産施設及び宿所提供施設
・「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（平成20年3月31日付け厚生労働省発社援第0331011号）に基づき配置された指導員

（2）児童福祉法第37条に規定する乳児院
・児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員及び里親支援専門相談員

（3）老人福祉法第29条に規定する有料老人ホーム

・生活相談員

(4) 指定特定施設入居者生活介護（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する同法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）に該当する同法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）に該当する同法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）を行う施設

・生活相談員及び計画作成担当者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設

・障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）第31条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第16条第1項第3号、第17条第1項第3号、第18条第1項第3号、第19条第1項第3号、第38条第1項第3号、第56条第1項第3号、第57条第1項第3号及び第58条第1項第3号に規定する生活支援員並びに「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」（昭和47年7月22日付け社更第128号）別紙（身体障害者福祉工場設置要綱）7に規定する指導員

(6) 障害者総合支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設

・整備省令第1条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第16条第1項第2号、第26条第1項第2号及び第4項第2号並びに第37条第1項第2号に規定する精神保健福祉士及び精神障害者社会復帰指導員並びに同令第33条第1項第1号に規定する管理人

(7) 障害者総合支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設

・整備省令第1条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号）第28条第1項第3号、第29条第1項第3号、第52条第1項第3号、第53条第1項第3号、第54条第1項第2号及び第63条第1項第3号に規定する生活支援員

(8) 「高齢者総合相談センター運営事業の実施について」（昭和62年6月18日付け社老第80号）別紙（高齢者総合相談センター運営要綱）に基づく高齢者総合相談センター

・相談援助業務を行っている相談員

(9) 「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号）に基づく隣保館

・相談援助業務を行っている指導職員

(10) 都道府県社会福祉協議会

- ・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日付け社援発0727第2号）別添16（日常生活自立支援事業実施要領）5（1）に規定する専門員、その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。）を行っている職員
 - （11）市（特別区を含む。）町村社会福祉協議会
- ・「社会福祉協議会活動の強化について」（平成11年4月8日付け社援第984号）別紙（社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱）2に規定する福祉活動専門員その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。）を行っている職員
- ・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日付け社援発0727第2号）別添16（日常生活自立支援事業実施要領）5（1）に規定する専門員、その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。）を行っている職員
 - （12）障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第3条による改正前の障害者自立支援法第5条第8項に規定する児童デイサービス事業を行っている施設
 - ・相談援助業務を行っている職員
 - （13）児童福祉法第6条の2の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定発達支援医療機関
 - ・児童指導員及び保育士
 - （14）独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号に規定する施設
 - ・相談援助業務を行っている指導員及びケースワーカー
 - （15）「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号）別紙（知的障害者福祉工場設置運営要綱）に基づく知的障害者福祉工場
 - ・相談援助業務を行っている指導員
 - （16）刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院及び少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条に規定する少年鑑別所
 - ・刑務官、法務教官、法務技官（心理）及び福祉専門官
 - （17）更生保護法（平成19年法律第88号）第16条及び第29条に規定する地方更生保護委員会及び保護観察所
 - ・保護観察官、社会復帰調整官
 - （18）更生保護事業法施行規則（平成8年法務省令第25号）第1条第4項に規定する更生保護施設
 - ・補導主任、補導員、福祉職員及び薬物専門職員
 - （19）労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第1項第2号に基づき設置された労災特別介護施設
 - ・相談援助業務を行っている指導員

(20) 「心身障害児総合通園センターの設置について」(昭和54年7月11日付け児発第514号)別紙(心身障害児総合通園センター設置運営要綱)に基づく心身障害児総合通園センター

・相談援助業務を行っている職員

(21) 児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行っている施設

・相談援助業務を行っている指導員

(22) 児童福祉法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業を行っている児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院及び保育所等

・相談援助業務を行っている職員

(23) 「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」(平成20年7月22日付け雇児発第0722003号)別紙(母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱)に基づく「母子家庭等就業・自立支援センター事業」及び「一般市等就業・自立支援事業」を行っている施設

・相談援助業務を行っている相談員

(24) 児童福祉法第6条の3第6項に基づく地域子育て支援拠点事業を行っている施設

・相談援助業務を行っている職員

(25) 「利用者支援事業の実施について」(平成27年5月21日付け府子本第83号・27文科初第270号・雇児発0521第1号)別紙(利用者支援事業実施要綱)に基づく「利用者支援事業」を行っている施設

・相談援助業務を行っている職員

(26) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」(平成26年9月30日付け雇児発0930第4号)別紙(母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱)に基づく「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を行っている施設

・母子・父子自立支援プログラム策定員

(27) 「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について」(平成26年3月31日雇児発0331第5号)別紙(ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業実施要綱)に基づく「就業支援専門員配置等事業」を行っている施設

・就業支援専門員

(28) 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行っている施設

・児童指導員及び保育士

(29) 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第34条第1項第1号に規定する点字図書館及び同条第3号に規定する聴覚障害者情報提供施設

・相談援助業務を行っている職員

(30) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号)第2条による改正前の障害者総合支援法に規定する共同生活介護を行う施設

・相談援助業務を行っている職員

(31) 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち療養介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助を行う施設

・相談援助業務を行っている職員

(32) 整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設

・児童指導員及び保育士

(33) 整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定する重症心身障害児施設

・児童指導員、保育士及び心理指導を担当する職員

(34) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成24年厚生労働省令第40号）第25条による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第173号）第3条に規定する相談支援専門員

(35) 「「地域生活支援事業の実施について」の一部改正について」（平成26年3月31日付け障発0331第1号）による改正前の「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号）別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記11(3)に基づく「身体障害者自立支援」を行っている施設

・相談援助業務を行っている職員

(36) 「地域生活支援事業の実施について」別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記11(4)に基づく「日中一時支援」、別添1に基づく「障害者相談支援事業」又は別添4に基づく「障害児等療育支援事業」を行っている施設

・相談援助業務を行っている職員

(37) 「精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱の一部改正について」（平成22年3月30日付け障発第0330019号）による改正前の「精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について」（平成20年5月30日付け障発第0530001号）別紙（精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱）に基づく「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を行っている施設

・地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員

(38) 「精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について」別紙（精神障害者地域移行・地域定着支援事業実施要綱）に基づく「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を行っている施設

・地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員

(39) 「精神障害者アウトリーチ推進事業の実施について」（平成23年4月25日付け障発0425第4号）別添（精神障害者アウトリーチ推進事業実施要綱）に基づく「精神障害者アウトリーチ推進事業」を行っている施設

・相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要な職員を除く。）

(40) 「精神障害者地域生活支援広域調整等事業について」（平成26年3月31日付け障発0331第2号）別添2（地域移行・地域生活支援事業実施要綱）に基づく「アウトリーチ事業」、「地域生活支援事業等の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号）別紙2（地域生活支援促進事業実施要綱）の別記2-21（精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業）に基づく「アウトリーチ支援に係る事業」を行

っている施設を行っている施設

・相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）

（４１）指定通所介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第８条第７項に規定する通所介護をいう。）、同法第４２条第１項第２号に規定する基準該当居宅サービス（以下「基準該当居宅サービス」という。）に該当する同法第８条第７項に規定する通所介護、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第８条第１７項に規定する地域密着型通所介護をいう。）、指定介護予防通所介護（指定介護予防サービスに該当する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）第５条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護をいい、医療介護総合確保推進法附則第１１条又は第１４条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。）若しくは介護保険法第５４条第１項第２号に規定する基準該当介護予防サービス（以下「基準該当介護予防サービス」という。）に該当する旧介護保険法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護若しくは指定短期入所生活介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第８条第９項に規定する短期入所生活介護をいう。）、基準該当居宅サービスに該当する同法第８条第９項に規定する短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービスに該当する同法第８条の２第７項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。）若しくは基準該当介護予防サービスに該当する同法第８条の２第７項に規定する介護予防短期入所生活介護又は第一号通所事業（介護保険法第１１５条の４５第１項第１号口に規定する第一号通所事業（介護保険法施行規則第１４０条の６３の６第１号イ又はロに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第１１５条の４５の３第１項の指定を受けたものに限る。）をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。）

・生活相談員

（４２）指定通所リハビリテーション（指定居宅サービスに該当する介護保険法第８条第８項に規定する通所リハビリテーションをいう。）若しくは指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービスに該当する同法第８条の２第６項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。）又は指定短期入所療養介護（指定居宅サービスに該当する同法第８条第１０項に規定する短期入所療養介護をいう。）若しくは指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービスに該当する同法第８条の２第８項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。）を行う施設

・支援相談員

（４３）指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第８条第１５項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）を行う施設

・オペレーター

（４４）指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第８条第１６項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。）を行う施設

・オペレーションセンター従業者

（４５）指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第８条第

18項に規定する認知症対応型通所介護をいう。)又は指定介護予防認知症対応型通所介護(同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス(以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。)に該当する同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。)を行う施設(老人デイサービスセンターを除く。)

- ・生活相談員

(46) 指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。)若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。)若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。)又は指定複合型サービス(指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第23項に規定する複合型サービスをいう。)を行う施設

- ・介護支援専門員

(47) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。)を行う施設

- ・生活相談員及び介護支援専門員

(48) 介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行っている事業所

- ・介護支援専門員

(49) 介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行っている事業所又は同法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業を行っている事業所

- ・担当職員

(50) 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成12年9月27日付け老発第655号)別紙(生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業実施要綱)に基づく「生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業」を行っている生活支援ハウス

- ・生活援助員

(51) 「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日付け老発第0609001号)に基づく「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」を行っている高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、多くの高齢者が居住する集合住宅等

- ・相談援助業務を行っている生活援助員

(52) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅

- ・相談援助業務を行っている職員

(53) 「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)に基づく地域福祉センター

- ・相談援助業務を行っている職員

(54) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1(自立支援プログラム策定実

施推進事業実施要領) 3 (1) に規定する就労支援事業を行っている事業所

・就労支援員

(55) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添15 (ひきこもり支援推進事業実施要領) に基づくひきこもり地域支援センター

・ひきこもり支援コーディネーター、その他相談援助業務を行っている専任の職員

(56) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添25 (地域生活定着促進事業実施要領) に基づく地域生活定着支援センター

・相談援助業務を行っている職員

(57) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17 (社会的包摂・「絆」再生事業実施要領) に基づくホームレス総合相談推進業務を行っている事業所

・相談援助業務を行っている相談員

(58) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17 (社会的包摂・「絆」再生事業実施要領) に基づくホームレス自立支援センター

・生活相談指導員

(59) 「被災者支援総合交付金 (厚生労働省交付担当分) による被災者生活支援事業の実施について」 (平成27年4月9日付け雇児発0409第10号・社援発第0409第2号)

別添1 (被災者見守り・相談支援事業 (地方自治体等実施分) 実施要領)、

「被災者健康・生活支援総合交付金 (厚生労働省交付担当分) による被災者支援事業の実施について」

の一部改正について」 (平成28年5月10日付け健発0510第9号・雇児発0510第2号・社援発第0510第6号・老発0510第1号) による改正前の

「被災者健康・生活支援総合交付金 (厚生労働省交付担当分) による被災者生活支援事業の実施について」別添

1 (地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業実施要領)、

「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17 (社会的包摂・「絆」再生事業実施要領) 第3の

2又は「平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の運営について」 (平成21年8

月20日付け老発0820第5号) の別紙「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要

領」の別記1 (地域支え合い体制づくり事業) に基づき、東日本大震災の被災者に対する相

談援助業務を実施する事業所

・相談援助業務を行っている職員

(60) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」 (平成29年5月17日社援発第0517号) による改正前の「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添17

(地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり等事業実施要領) 及び「生活困

窮者自立相談支援事業等の実施について」別添19 (被災者見守り・相談支援等事業実施要

領) に基づき、被災者に対する相談援助業務を実施する事業所

・相談援助業務を行っている職員

(61) 「平成21年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金 (住まい対策拡充等支援事業) の運営について」 (平成22年1月28日付け社援発0128第1号) 別添1 (自立相談支援モ

デル事業運営要領) に基づく自立相談支援機関及び同通知別添4 (家計相談支援モデル事業

運営要領) に規定する家計相談支援モデル事業を行っている事業所

・主任相談支援員、相談支援員、就労支援員及び家計相談支援員

(62) 生活困窮者自立支援法 (平成25年法律第105号) 第3条第2項に規定する生活困

窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関及び同法第3条第5項に規定する生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所

・主任相談支援員、相談支援員、就労支援員及び家計改善支援員（生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）第1条の規定による改正前の生活困窮者自立支援法第2条第6項に規定する生活困窮者家計相談支援事業に従事する家計相談支援員を含む）

（63）生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業を行っている事業所

・就労支援員

（64）発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第14条に規定する発達障害者支援センター

・「発達障害者支援センター運営事業の実施について」（平成17年7月8日付け障発第0708004号）別紙（発達障害者支援センター運営事業実施要領）に規定する相談支援を担当する職員及び就労支援を担当する職員

（65）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条第1項第2号に規定する広域障害者職業センター

・障害者職業カウンセラー

（66）障害者の雇用の促進等に関する法律第19条第1項第3号に規定する地域障害者職業センター

・障害者職業カウンセラー及び職場適応援助者

（67）障害者雇用納付金制度に基づく第1号職場適応援助者助成金または訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人

・第1号職場適応援助者養成研修または訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者

（68）障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第96号）第3条の規定による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「旧法」という。）第27条に規定する障害者雇用支援センター

・旧法第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員

（69）雇用保険二事業助成金制度に基づく障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人

・訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者

（70）障害者の雇用の促進等に関する法律第27条に規定する障害者就業・生活支援センター

・「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」（平成14年5月7日付け職高発第0507004号、障発第0507003号）別紙2（障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱）に規定する主任就業支援担当者、就業支援担当者及び主任職場定着支援担当者並びに同通知別紙3（障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱）に規定する生活支援担当職員

（71）職業安定法（昭和22年法律第141号）第8条に規定する公共職業安定所

・精神障害者雇用トータルサポーター、発達障害者雇用トータルサポーター

（72）「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱」（平成21年3月31日付

け20文科生第8117号文部科学大臣決定)別記(スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領)に基づく教育機関及び「教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策等総合推進事業)交付要綱」(平成25年4月1日付け文部科学大臣決定)別記(スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領)に基づく教育機関

・スクールソーシャルワーカー

(73) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第29条に規定する難病相談支援センター

・難病相談支援員

(74) 「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施について」(平成19年5月25日付け障発0525001号)に基づく高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関

・支援コーディネーター

(75) 「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」(平成29年3月31日付け雇児発0331第49号)別添(「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱)に基づく子ども家庭総合支援拠点

・相談援助業務を行っている職員

(76) 「子育て世代包括支援センターの設置運営について」(平成29年3月31日付け雇児発0331第5号)に基づく子育て世代包括支援センター

・相談援助業務を行っている職員

(77) 厚生労働省が委託する地域若者サポートステーション事業により設置される地域若者サポートステーション

・相談援助業務を行っている職員

(78) 「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」(平成22年2月23日付け内閣府政策統括官(共生社会政策担当)決定)に基づく子ども・若者総合相談センター

—

・相談援助業務を行っている職員

(79) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定された成年後見制度利用促進基本計画における「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関

・相談援助業務を行っている職員

(80) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく基幹相談支援センター

・相談援助業務を行っている職員

(81) 裁判所法に基づく家庭裁判所

・家庭裁判所調査官

(82) 児童福祉法第19条の22に規定する小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所

・「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱」(平成29年5月22日付け健発0522第1号)に規定する小児慢性特定疾病児童等自立支援員

(83) 医療的ケア児等総合支援事業の実施について（平成31年3月27日付け障発0327第19号）に基づく「医療的ケア児等とその家族への支援」を行っている事業所

- ・医療的ケア児等コーディネーター

(84) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条に規定する母子健康包括支援センター

- ・同条第2項第2号に規定する母子保健に関する各種の相談に応ずる職員

(85) 生活保護法第30条に規定する日常生活支援住居施設

- ・「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」（令和2年厚生労働省令第44号）第10条第1項に規定する生活支援員及び同条第3項に規定する生活支援提供責任者

(86) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第17条の2に規定する産後ケア事業を実施する施設

- ・同条に規定する相談に応ずる職員

(87) 施行規則第2条第1号から第13号まで及び上記（1）から（86）までに定める施設以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設

- ・当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている相談員

3 業務従事期間の計算方法

福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、上記1及び2に掲げる者として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤（労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。）で従事した期間を通算して計算するものとする。

4 2 (87) の厚生労働大臣の個別認定の取扱い要領

(1) 認定基準

ア 当該施設における業務として、各種の福祉に関する相談援助業務を行うことが、定款、実施要領等において明記されていること。

（福祉に関する相談援助とは認められないものの例）

医療相談、専ら職業紹介に関する相談を行うもの等

イ 上記1及び2の（1）から（86）までに定める職種と同等以上の福祉に関する相談援助業務を行っている相談員が配置されていること。

(2) 認定の手続

ア 社会福祉士養成施設等への入学又は入所に際して2（87）に係るものについては、社会福祉士養成施設等において取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。

イ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第4号又は第7号に係る社会福祉士受験者については、同法第10条第1項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受験生あて送付する前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。

【参考資料】

「指定施設における業務の範囲及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」別添2
(貸付要領第11条1項1号)

介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等

1 介護等の業務の範囲

介護等の業務に従事したと認められる者は、次のとおりとする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター及び障害児入所施設（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第5条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を含む。）の入所者の保護に直接従事する職員（職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要な職員を除く。）

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設

（障害者総合支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条に規定する身体障害者更生施設、同法第30条に規定する身体障害者療護施設及び同法第31条に規定する身体障害者授産施設に限る。）、障害者総合支援法に規定する地域活動支援センターを行う事業所又は障害者支援施設の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設及び更生施設の介護職員

(4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームの介護職員

(5) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）第2条による改正前の障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち共同生活介護を行う事業者の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

(6) 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

(7) 整備法第3条による改正前の障害者自立支援法に規定する児童デイサービスを行っている事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

(8) 指定訪問介護（介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する同法第8条第2項に規定する訪問介護をいう。）若しくは指定介護予防訪問介護（同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）に該当する地域におけ

る医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいい、医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。）又は第一号訪問事業（介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。）の訪問介護員等

（9）指定訪問看護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護をいう。）又は指定介護予防訪問看護（指定介護予防サービスに該当する介護保険法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護をいう。）において看護業務の補助を行う者であって、その主たる業務が介護等の業務である者

（10）指定通所介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第7項に規定する通所介護をいう。）若しくは指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護をいう。）若しくは指定介護予防通所介護（指定介護予防サービスに該当する旧介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいい、医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。）若しくは指定短期入所生活介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。）若しくは指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。）又は第一号通所事業（介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。）の介護職員

（11）指定訪問入浴介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第3項に規定する訪問入浴介護をいう。）又は指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護をいう。）の介護職員

（12）指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（介護保険法第42条の2に規定する指定地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）に該当する同法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）の訪問介護員等

（13）指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。）の訪問介護員

（14）指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいう。）又は指定介護予防認知症対応型通所介護（同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス（以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。）に該当する同法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンターを除く。）の介護職員

（15）指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）の介護従業者

（16）指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8

条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。)又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。)の介護従業者

(17) 指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第23項に規定する複合型サービスをいう。)の介護従業者

(18) 指定通所リハビリテーション(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう。)若しくは指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。)又は指定短期入所療養介護(指定居宅サービスに該当する同法第8条第10項に規定する短期入所療養介護をいう。)若しくは指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。)を行う施設の介護職員

(19) 指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。)、指定地域密着型特定施設入居者生活介護(指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。)又は指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。)を行う施設の介護職員

(20) 指定介護老人福祉施設(指定施設サービス等に該当する介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設をいう。)又は指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。)(特別養護老人ホームを除く。)の介護職員

(21) 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム並びに介護保険法に規定する介護老人保健施設その他の施設であって、入所者のうちに身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

(22) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

(23) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項に規定する指定介護療養型医療施設であって、同法第8条第26項に規定する療養病床等により構成される病棟又は診療所(以下「病棟等」という。)における介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者

(24) 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院における介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者

(25) 老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年3月厚生省告示第72号)別表第1(老人医科診療報酬点数表)において定められた病棟等のうち、介護力を強化したもの(同告示に基づき、都道府県知事に対し、「老人病棟老人入院基本料(1から4)」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」又は「診療所老人医療管理

料」の届出を行った病棟等をいう。)において看護の補助の業務に従事する者であって、その主たる業務が介護等の業務である者

(26) 医療法第1条の5に規定する病院又は診療所において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

(27) 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する訪問看護事業において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

(28) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)第2条第2項に規定する国立ハンセン病療養所等における介護員等その主たる業務が介護等の業務である者

(29) 職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)附則第4項に規定する家政婦のうち、個人の家庭において就業し、その主たる業務が介護等の業務である者

(30) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第29条第1項第2号に基づき設置された労災特別介護施設の介護職員

(31) 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行っている施設の入所者の保護に直接従事する職員(施設長、医師、看護師及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。)

(32) 「在宅重度障害者通所援護事業について」(昭和62年8月6日付け社更第185号)別添(在宅重度障害者通所援護事業実施要綱)に基づく「在宅重度障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

(33) 「知的障害者通所援護事業助成費の国庫補助について」(昭和54年4月11日付け児第67号)別添(知的障害者通所援護事業実施要綱)に基づく「知的障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

(34) 「「地域生活支援事業の実施について」の一部改正について」(平成26年3月31日付け障発0331第1号)による改正前の「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11(3)に基づく「身体障害者自立支援」又は別記11(7)に基づく「生活サポート」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

(35) 「地域生活支援事業の実施について」別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記1-9に基づく「移動支援事業」、別記1-11(4)に基づく「日中一時支援」又は別記1-14(2)に基づく「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者及び別記1-11(2)に基づく「訪問入浴サービス」の介護職員

(36) 「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)に基づく地域福祉センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

(37) 「原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱及び原子爆弾被爆者養護ホームの運営に関する基準について」(昭和63年12月13日付け健医発第1414号)に基づく原子爆弾被爆者養護ホームの介護職員

(38) 「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者デイサービス事業の実施につい

て」(平成5年7月15日付け健医発第765号)に基づく「原子爆弾被爆者デイサービス事業」又は「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者ショートステイ事業の実施について」(平成5年7月15日付け健医発第766号)に基づく「原子爆弾被爆者ショートステイ事業」を行っている施設の介護職員

(39)「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業について」(昭和50年9月19日付け衛発第547号)別添(原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業運営要綱)に基づく「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業」の原爆被爆者家庭奉仕員

(40)介護等の便宜を供与する事業を行う者に使用される者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

2 業務従事期間の計算方法

介護等の業務に従事した期間は、1の(1)から(40)までに掲げる者として現に従事した期間を通算して計算するものとし、1の(1)から(40)までに掲げる者であった期間が通算1095日以上であり、かつ、介護等の業務に現に就労した日数が540日以上である場合に、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第5号に該当するものとする。ただし、同法附則第2条各号に該当する者については、1の(1)から(40)までに掲げる者であった期間が通算273日以上であり、かつ、介護等の業務に現に就労した日数が135日以上とする。

3 業務従事期間の認定方法

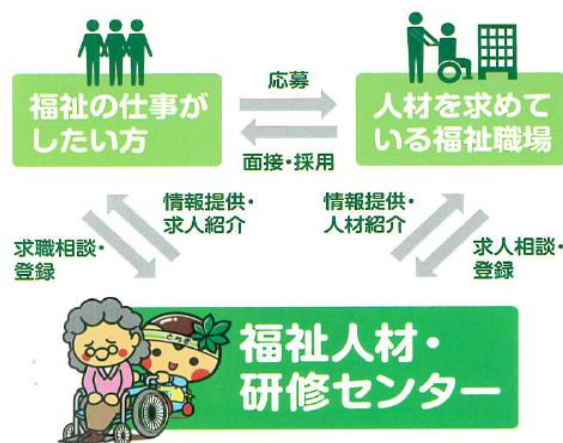
介護等の業務に従事していたことの認定は、1の(1)から(28)まで及び(30)から(40)までに掲げる者であった期間については、使用者又は施設、事業所等の長、1の(29)に掲げる者であった期間については、使用者又は有料職業紹介所の所長が発行する介護業務従事期間証明書(別記様式)に基づいて厚生労働大臣(試験事務を指定試験機関に行わせる場合にあっては、指定試験機関の長)が行う。

社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会

福祉人材・研修センターのご案内

福祉人材・研修センターは、栃木県知事の指定を受け、栃木県社会福祉協議会に設置されています。

介護福祉士修学資金等貸付事業の他にも、福祉人材無料職業紹介事業を中心に、福祉の仕事や資格についての相談、情報提供、就職支援事業（就職フェア、各種講座、施設見学・体験等）などを行っています。



【窓口のご利用時間】

月曜日～金曜日 9:00～17:00

第3土曜日 9:00～17:00

※土曜日、日曜日、祝祭日および年末年始（12/29～1/3）はお休みです。

【所在地】

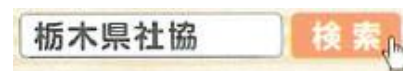
〒320-8508

宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ3階

TEL 028-643-5622 FAX 028-623-4963

【HP】

- ・栃木県社会福祉協議会ホームページ
<http://www.tochigikenshakyo.jp/>
- ・福祉のお仕事ホームページ
<http://www.fukushi-work.jp/>



福祉のお仕事

福祉のお仕事 検索



●貸付に関するお問い合わせは… TEL 028-643-3300